

新潟市秋葉区農業委員会 4 月定例総会議事録

1 開催日時 平成 31 年 4 月 26 日（金）午後 2 時 30 分から午後 3 時 20 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (15 人)

委員	1 番	鈴木 儀一
委員	2 番	長井 範親
委員	3 番	砂原 剛
農地部会長	4 番	佐藤 英一
委員	6 番	笠原 綱生
農地部会長	7 番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8 番	坂上 静男
委員	9 番	早川 秀則
委員	10 番	窪田 陽一
委員	11 番	上田 一男
会長	12 番	小倉 栄造
委員	13 番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14 番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15 番	松田 洋一
委員	16 番	佐藤 千穂子

4 欠席委員 5 番 佐々木 和美

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

1 番	鈴木 儀一
2 番	長井 範親

第 2 議事

議案第 1 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 2 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について
議案第 3 号	平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 について
議案第 4 号	平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第43条第1項による農作物栽培高度化施設届出に関する受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

事務局長 (佐藤局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、平成31年度4月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、5番佐々木委員から欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので1番・鈴木委員、2番・長井委員を指名いたします。よろしくお願いたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長 議案第 1 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (白川係長) 議案書 1 ページ、議案第 1 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、をご覧ください。

1 ページからは利用権設定の新規、新津地区が 14 件、筆数 74 筆、面積 105.454 m²であります。

4 ページは売買、新津地区が 2 件、筆数 27 筆、面積 22,474 m²であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

5 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は、令和元年 5 月 20 日となります。

6 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長 それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

議長 私も同様の理由で退席させていただきますので、農業委員会規則第 6 条の規定に基づきまして、平野会長職務代理者に議長の代行をお願いいたします。

(委員退席)

議長代行 (平野代理) それでは議長が退席しましたので、代わって私が議長を務めさせていただきます。

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長代行 ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長代行

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。
本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長代行

全員賛成ですので議案第1号は原案どおり決定しました。
ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員着席)

議長代行

それではここで私は議長を退任し、小倉会長に議長を代わります。

議長

それでは次に移ります。
議案第2号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局
の説明をお願いいたします。

事務局

(田中係長)

今月の案件は5条2件です。
それでは、調査案件一覧表と、その資料についてご説明します。
議案第2号、農地法第5条許可申請に関する意見決定についてです。
議案書7ページ、番号1、調査案件一覧番号1、資料1ページをご覧ください。

貸付人A氏、借受人B氏、
大蔵地区の案件で、吉川推進委員の担当地区です。
本件は借受人、B氏の父であるA氏の所有地に対し使用賃借権を設定し、
個人住宅を建築するものです。

申請地の選定理由としては、両親の高齢化に伴う介護を想定し、実家近
くに土地を求めたものです。

本件の申請地は、農振農用地区域外農地1筆で、10ha以上のまとまりを
もつ農地に接続していることから第1種農地と判定しました。

従って、第1種農地の許可要件である住宅の集落に関する項目を適用し、
土地の代替検討を行ったうえで許可されるものです。

なお、本件について転用行為の妨げとなる権利を有する者はおりません。
また、本件は農地部会に付されました。

次に、議案書7ページ、番号2、調査案件一覧番号2、資料9ページをご
覧ください。

譲渡人C氏、譲受人D氏、
東島地区の案件で、古田進委員の担当地区です。
本件譲受人の申し立てによれば、自宅敷地は隣接地と高低差があるため、

擁壁による土止めがされておりますが、最近になって敷地の変動の兆候が見られるため、追加で改良工事を行うこととしたそうです。

この際、隣接地側に対しても施行を行う必要があることから、当該地を取得の上、工事を行う予定であることです。

本件の申請地は、東島小口線の沿道付近に存する農振農用地区域外農地1筆で、地域的に中山間地2種農地と判定しました。

なお、本件について転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからのご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

平成31年4月23日に開催されました農地部会における、農地法第5条第1項の規定による許可申請2件の調査内容について報告します。

議案書7ページ1番の案件です。

本件の申請者B氏の代理人E氏からの聞取りをおこないました。

まず出席者と申請者の関係をたずねたところ、転用後に施行を請け負う建設会社社員とのことでした。

また、今回の申請理由と現住所に関してたずねたところ、現在は15分程度離れたアパート住まいをしているが、結婚を機会として親元近くに住み、将来に備えることでした。

申請地の隣接地に畑があったため、今後の利用計画について尋ねたところ、今まで通りの利用予定とのことでした。

現地は現在下水道が未設置であることから、排水管理を徹底し、隣接農地の被害を及ぼさないよう指導するとともに、許可後の施工に遺漏がないよう伝え、申請者代理人もこれを了承しました。

次に、議案書7ページ2番の案件です。

本件の申請者D氏の代理人F氏から聞き取りをおこないました。

まず、申請理由をたずねたところ、数年前から擁壁の継ぎ目にずれが生じていることを確認していたが、昨年12月ごろから顕著になってきたため、災害が発生する前に補修を計画したとのことでした。

また、現在の擁壁の設置時期について尋ねたところ、約30年前に家を建てるときに同時に施行したとのことでした。

部会としては事故が発生しないよう、しっかり施工することを指導し、申請者代理人もこれを了承しました。

以上報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第2号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

議案第3号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、

議案第4号、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、一括して事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(次長)

最初に、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてご説明いたします。議案書9ページをお願いいたします。

Iの平成31年3月末の農業委員会の状況で、1の農業の概要ですが、数字については、右端の欄をご覧ください。

一番上の耕地面積は、新潟市全体の耕地面積です。

その下の経営面積は、農林業センサスに基づく秋葉区の面積です。

その下の遊休農地面積ですが、秋葉区では1.5haとなっています。

その下は、台帳面積となります。

次に、総農家数ですが1,467戸、自給的農家数、販売農家数等は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、農業就業者数については1,805人で、農林センサスに基づいたものです。

そのとなりは認定農業者数です。

2 の新制度に基づく農業委員会の体制ですが、ご承知のとおり、これも記載のとおりであります。10 ページをお願いいたします。

次に、Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化です。

1 の現状及び課題ですが、平成 30 年 3 月現在で 2,624ha、集積率は 75.2% でした。課題については、記載のとおりの内容です。

2 の 30 年度の目標及び実績ですが、目標 2,674ha に対し実績 2,653ha で、達成率は 99.2% という結果でした。

3 の目標の達成に向けた活動ですが、記載の活動計画に対し、活動実績では、一定の地域では、農業委員・推進委員参画のもと、人・農地プランに基づく話し合いを実施した。平成 30 年度は秋葉区内の中間管理事業に関する重点地区の取組みはなかったが、農業委員・推進委員が中心となって、積極的に地域の担い手への集積・集約活動を推進したとしました。

4 の目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価では、昨年と比べ担い手・認定農業者が減少したこともあり、残念ながら目標とする面積 50ha に届かなかった。

活動評価では、ほぼ計画通り活動することができたとしました。

次に、Ⅲの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、1 の現状及び課題では、新規参入は 27 年度から 29 年度までは次のとおりとなっており、課題についても記載のとおりとしました。

2 の 30 年度の目標及び実績では、参入目標 1 経営体、目標面積 0.2 ha に対し、参入実績 1 経営体、実績面積 0.6ha となりました。

3 の目標の達成に向けた活動では、活動計画及び活動実績は記載のとおりとなっています。

4 の評価ですが、目標に対する評価は、目標とする新規参入を確保できたこと。活動に対する評価については、目標とする活動は概ね実施できたこととしました。

次に、Ⅳの遊休農地に関する措置に関する評価です。

1 の現状及び課題ですが、平成 30 年 3 月現在で遊休農地面積は 1.6 ha で、割合は全農地面積の 0.05% となっており、その課題については記載のとおりとしております。

2 の 30 年度の目標及び実績ですが、解消目標 0.2 ha に対し実績は 1.3 ha で、達成率は 650.0% となりました。

3 の目標の達成に向けた活動ですが、記載のとおり活動計画に対し、記載のとおり活動実績となりました。

4 の目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価は、目標を上回る解消ができたこと、次年度以降も解消に向け努力を継続していくとしました。活動に対する評価については、記載のとおりです。

次に、違反転用への適正な対応です。

現状と課題については、それぞれ記載のとおりとさせていただきます。

2の30年度実績では、1.0 haのままで増減はありませんでした。

3の活動計画・実績・評価ですが、記載のと通りの計画と実績としております。

活動に対する評価としては、概ね計画を達成できた。今後とも粘り強く是正、発生防止に向けた活動を行うとしています。

次に、Ⅵの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。

1の農地法第3条に基づく許可事務については、市へ権限移譲したため該当事務なしとして記載はしていません。

2の農地転用に関する事務では、年間の処理件数は25件です。事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表については、記載のとおりであります。

3の農地所有適格法人からの報告への対応ですが、管内の農地所有適格法人は11法人で、その全てから報告書の提出がありました。

4の情報提供等です。

賃借料情報の調査・提供では、調査対象件数402件で、新津さつき農協を通じ全農家にチラシを配布しております。また、農地の権利移動等の状況把握、その下農地台帳の整備は、それぞれ記載のとおりとなっています。

次にⅦの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、次のような要望・意見があり、それに対し記載のような対応をさせていただきましたところ。読み上げさせていただきます。

まず、要望・意見についてですが「地域の担い手として農業経営規模を拡大する農家にとっては、経営規模に見合う設備や施設の整備が急務となっている。しかし、担い手が居住する集落内やその周辺では、騒音・粉じんなどの問題により農舎等の農業用施設の整備が著しく困難になっており、同施設の新築や改築が必要となった場合には、農振除外や用途変更が必要な農用地区域内の農地に用地を求めざる得ない状況である。一方、新潟市の基準では、農用地区域の縁辺部以外での除外・用途変更は認められないとしているため、縁辺部に農地を所有等していない農業者は、事実上農業を続けるための施設を建設できない。については、意欲ある担い手が将来に渡って農業を継続できるよう、市の用途変更等の基準を緩和して欲しい。」との要望・意見です。

それに対する対処内容ですが「秋葉区農業委員会として「農用地区域内への農業用施設の建設規制の緩和に関する要望書」を4月総会で採択し、5月25日に市長あてに提出した。今後も機会をとらえて意見を表明していく。」といたしました。

次に、Ⅷの事務の実施状況の公表等です。

1の総会等の議事録の公表は、「ホームページに公表している」。2の農地等利用最適化推進施策の改善についての意見提出は、30年度はございました。

3の活動計画の点検・評価の公表については、ホームページに公表しているとしました。

次に、18、19、20ページをお願いいたします。

議案第4号、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてご説明いたします。

Iの農業委員会の状況については、先程説明いたしました30年度目標の評価ものと同じですので説明を省略いたします。

次に、IIの担い手への農地の利用集積・集約化です。

1の現状及び課題ですが、31年3月現在で、これまでの集積面積は2,653haとなっており、集積率は76.0%となりました。課題については、記載のとおりです。

2の31年度の目標及び活動計画ですが、目標面積は2,683haとして、昨年実績を勘案し前年より30haの増加を目指すものです。目標設定の考え方ですが、新潟市農業構想の担い手への農地集積率85%を最終目標とするものです。

活動計画としては、人・農地プランの実質化を進めた中での集積・集約活動の強化、中間管理事業等を活用した集積・集約、農業員会だより等による情報提供、担い手確保のための情報収集・情報提供などがあります。

次に、IIIの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進です。

最初に1の現状及び課題です。

新規参入の状況については、記載のとおりです。

課題としては、高齢化が進展し後継者不足が予想されることから、関係機関と連携し地域の実情に合わせた担い手確保対策が必要としました。

次に、2の31年度の目標及び活動計画ですが、参入目標数は1経営体、目標面積は0.5haとしました。

具体的活動計画は、記載のとおりであります。

次に、IVの遊休農地に関する措置です。

1の現状及び課題では、31年3月現在で遊休農地面積1.5ha、全農地面積に対する割合は0.04%となっています。

課題としては、記載のとおりとしています。

2の31年度の目標及び活動計画ですが、解消面積の目標は昨年並みの0.2haとし、引き続き管内農地面積の1%以下を維持したいとするものです。

活動計画の農地の利用状況調査、農地の利用意向調査等は記載のとおりです。

次の、Vの違反転用への適正な対応です。

1の現状及び課題ですが、31年3月現在で違反転用面積は1.0haですが、課題については、記載のとおりとなっています。

2の31年度の活動計画ですが、案件ごとの関係部署との調整、是正に向けた個別指導、農業委員会だより等による啓発、違反転用の初期段階での発見・是正指導などをあげさせていただきました。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

鈴木委員

15ページの農地所有適格法人の関係でお尋ねします。先般、本年度から報告書を新たに提出した2法人について具体的にお聞きしましたが、今回秋葉区には11の農地所有適格法人があるとのこと。参考に、その法人名をお聞かせ願えればと思います。

事務局

(有)アグリ新潟、(農)あがうら農産、(株)白銀カルチャー、(有)ヒカリパーク蒲原、(農)ファームおぎかわ、(農)ファームランド秋穂、(株)北日本食採、(有)石塚萬花園、(株)グリーンズグリーン、(株)もりばやし、(農)スターライス水田の11法人になります。

議長

そのほかありませんか。

議長

ほかに、ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんからの異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおりに承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第3号及び議案第4号は、原案どおり決定いたしました。

議長

それでは、報告事項に移ります。

報告事項、

新潟市農用地利用配分計画(案)について

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
農地の転用事実に関する照会書について
農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
農地法第 5 条転用届出に関する受理について
農地法第 43 条第 1 項による農作物栽培高度化施設届出に関する受理のつ
いて

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局
(白川係長)

議案書の 21 ページをご覧ください。
新潟市農用地利用配分計画（案）についてであります。
中間管理事業による利用権の移転、新津地区で 1 件、筆数 2 筆、面積 2、
045 m²であります。
続いて議案書の 22 ページをご覧ください。
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、
賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。
記載のとおり 10 件受理いたしました。

(田中係長)

25 ページをご覧ください。
報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。
記載内容のとおり 1 件受理しました。
続きまして、
26 ページをご覧ください。
報告事項、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
です。
記載内容のとおり 6 件受理しました。
次に、27 ページをご覧ください。
報告事項、農地法第 5 条転用届出に関する受理についてです。
記載内容のとおり 2 件受理いたしました。
次に、28 ページをご覧ください。
報告事項、農地法第 43 条第 1 項による農作物栽培高度化施設届出に関す
る受理についてです。
記載内容のとおり 1 件受理いたしました。
以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

それでは、これで平成31年度4月定例総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

議長

この後10分間休息し、3時30分から定期総会を開催しますので、時間になりましたらお集まりください。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 鈴 木 儀 一

署名委員 長 井 範 親